

協力家庭ショートステイのご利用案内

保護者が入院や出張、育児疲れなどで、一時的にお子さんを養育することが困難になった家庭のサポートをします。区が委託した協力家庭の自宅にて実施する事業です。

◇事業の概要

養育内容	終日または宿泊でお子さんをお預かりして、食事や身の回りの世話をします。
利用要件	他に養育する方がなく、保護者の方が以下の理由で養育ができなくなった場合です。 ①病気や出産による入院 ②家族の介護 ③事故や災害 ④冠婚葬祭の出席 ⑤仕事（残業・出張等） ⑥育児疲れ、育児不安等で、家庭で養育できない事情がある場合 ⑦その他、特別な事情で、他にお子さんを養育する方がいない場合
対象児童	北区にお住まいの2歳以上18歳未満（18歳到達後の3月31日まで）のお子さん
利用日数	原則1回の利用申請につき7日以内
利用申請	利用の7日前までに電子申請（LoGoフォーム）から手続きをお願いします。（予約制） ※協力家庭の都合がつかず、ご利用できない場合がありますので、ご了承ください。 ※初回利用の際は、事前面談があります。※利用日の3か月前から受け付けます。
費用	1日（1泊）2,000円 【支払い方法】 ・利用料金は、利用最終日に利用日数分をまとめて全額、協力家庭にお支払いください。 【減額免除制度】 ・生活保護世帯：全額免除 ・住民税非課税世帯：半額免除
定員	協力家庭1世帯につき1日1名まで（兄弟姉妹でご利用の場合はご相談ください。）
送迎	原則、保護者の方が協力家庭の自宅まで送迎して下さい。また、保護者が依頼した代理の方でも送迎できます。 ※協力家庭とお子さんの交通費は、保護者負担となります。 ※利用決定後、保育園や学校に通っている場合は、在籍先にショートステイを利用し、区が委託した協力家庭がお子さんを送迎することをお伝えください。
注意事項	◎1回目と同じ協力家庭を利用する場合、事前面談は不要ですが、異なる協力家庭を利用する場合は事前面談が必要となります。 例） 1回目の利用時に協力家庭Aを利用、2回目の利用時に協力家庭Bを利用希望→事前面談必要 1回目の利用時に協力家庭Aを利用、2回目の利用時に協力家庭Aを利用希望→事前面談不要 ◎お子さんの健康状態等により預かりできない場合がございます。 ◎時間や決まり事を守っていただけない場合、次回のご利用をお断りさせていただくことがあります。 ◎ショートステイ利用中は、必ず緊急連絡先の方と連絡が取れるようにしてください。

◇ご利用の流れ

1. 電子申請（LoGo フォーム）

申請期限：利用日の7日前まで

提出方法：ホームページから電子申請（LoGo フォーム）をお願いします。

※生活保護受給証明書・住民税非課税証明書ををお持ちの方は電子申請（LoGo フォーム）の際にご提出いただくか、郵送、窓口のいずれかで子ども家庭支援センターに提出してください。

電子申請（LoGo フォーム）QR コード⇒



2. 子ども家庭支援センターが、お子さんをお預かりできるかどうか、協力家庭と調整します

電子申請でご回答いただいた事前面談の意向内容やご利用希望日をもとに、協力家庭と連絡をとります。

3. 事前面談 ※ご利用する協力家庭が初めての場合

事前面談は利用日前日までに、お子さんと同伴で協力家庭の自宅で実施します。

4. 決定通知書送付

利用申請が承認されましたら、決定通知書をお送りします。

5. ご利用

協力家庭宅への送迎は、午前 7 時から午後 8 時までとなります。なお、利用のキャンセルにつきましては、前日（土、日、祝日、年末年始を除く）の午後 5 時までに子ども家庭支援センターへご連絡ください。

◇お預かりする協力家庭宅の地区◇

協力家庭 A：浮間 4 丁目

協力家庭 B：赤羽台 3 丁目

協力家庭 C：志茂 3 丁目

協力家庭 D：豊島 2 丁目

協力家庭 E：西ヶ原 1 丁目

《お問い合わせ先》

住所：〒114-0002 北区王子 6-7-3 旧清至中学校（東門）

施設名：子ども家庭支援センター 電話番号：03-3914-9565

最寄駅：地下鉄南北線「王子神谷」駅北口より徒歩 10 分

最寄停留所：都営バス「豊島八丁目または豊島四丁目」停留所から 5 分